立科町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成2７年３月

（令和6年3月一部改定）

立科町通学路安全推進会議

１．プログラムの目的

　平成２４年８月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「立科町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

２．通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

・立科町教育委員会 　　　　　　　　・立科町建設環境課建設係

・立科町交通安全協会　　　　　 　　・立科小学校代表者

・佐久警察署 　　　　　　　　　　　・立科小学校ＰＴＡ代表者

・長野県佐久建設事務所

３．取組方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

**対策効果の把握**

【通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル】

Check

Do

Plan

Action

**対策の実施**

**対策の改善・充実**

**合同点検の実施**

**対策の検討**

（２）定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

・１年に１回、合同点検を実施します。

・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

・学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

（３）対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校・地域への調査など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（６）対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り

ます。

４．対策実施後の公表

・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために公表します。